# 日本社会事業大学障害学生支援に関する基本方針(規則)

学校法人日本社会事業大学(以下「本学」という。)は、「障害者基本法」、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」等の理念・趣旨を踏まえ、修学するすべての学生(院生・通信教育科生を含む)が障害の有無によって分け隔てられることのない大学・社会(「共生社会」)の実現を目指し、本「日本社会事業大学障害学生支援に関する基本方針」を定める。

## 1. 修学支援の基本的な考え方

- (1) 本学に在籍する障害のある学生が他の学生と等しく修学の機会が保障されるよう、本学の関係者が一体となって、障害のある学生の修学を支援する
- (2) 支援は、本人の申し出に基づくことを基本とし、入学試験時における配慮のほか入学後の支援のあり方等についても入学前の段階で相談に応じる
- (3) 具体的な支援の内容については、対話と共通理解の精神の下、本学において「合理的な範囲」の中で個々の事案ごとに決めるものとする
- (4) 障害のある学生が安全かつ安心して学生生活が送れるよう、学内のバリアフリー化やユニバーサルデザインに配慮した環境整備に努める
- (5) 本学の関係者に対し、障害のある学生への理解の促進と意識啓発を図るため、適切な研修の機会や情報の提供を行う

#### 2. 修学支援の対象者

本学の修学支援の対象となる学生は、障害者基本法に規定する身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む)その他の心身の機能の障害がある学生で、 障害及び社会的障壁により十全な就学が困難な学生(入学希望者を含む)とする。

### 3. 修学支援の内容と方法

- (1) 障害のため入学試験時における特別な対応が必要な受験者については、事前の申し出に基づき建設的対話を通じて合理的な配慮を行うものとする
- (2) 入学試験合格後から入学前までの期間において必要な修学支援のあり方については、事前の申し出に基づき建設的対話を通じて合理的な配慮を行うものとする
- (3) 入学後の修学支援のあり方については、入学後に相談に応じるほか、入学 試験前においても建設的対話を通じて合理的な配慮を行うものとする

- (4) 入学後の修学支援の内容については、関係法令等をも踏まえ、当該学生との十分な対話と共通理解の下に「合理的な範囲」において行うものとする ただし、以下のものは「合理的な範囲」には含まれない
- ① 修学とは直接関係しないもの(生活全般の援助・介助支援や課外活動など)
- ② 教育に関わる本質的な変更を伴うもの(入学基準・単位認定基準・卒業要件の緩和など)
- ③ 本学に過度な負担が及ぶもの(授業への影響や物理的・財政的な制約など)

## 4. 修学支援の実施体制

修学支援は、別に定める「日本社会事業大学障害学生支援室の設置等に関する規程」に基づき、障害学生支援室が関連部局と連携して実施する。